

## V 取扱い上の注意

生徒指導要録は、プライバシー保護や部外秘の性格をもつものであり、人権尊重の立場から、その作成、送付及び保存等については、次のような事項に留意し、特に慎重を期すること。

### 1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、当該生徒の指導要録（以下「原本」という。）の抄本又は原本の写しを作成し、これを進学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条の第2項参照）。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね下記の事項を含むものとする。

ア 学校名、所在地、課程及び学科名

イ 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

ウ 卒業年月日

エ 各教科・科目等の学習の記録

オ 総合的な学習の時間の記録

カ 特別活動の記録

キ その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

### 2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、原本の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒が更に転学した場合においては、原本の写しのほか、転学してくる前に在学していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、特別支援学校中学部又は中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。

### 3 転入学の場合

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

### 4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

### 5 退学の場合

校長は、生徒が外国にある学校などに入るため退学した場合においては、当

該学校が日本人学校その他文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校にあっては、求めに応じて適切に対応すること。

#### 6 編入学等の場合

校長は、生徒が外国にある学校などから編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。その際、できれば、外国にある学校などにおける履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受けること。

#### 7 転籍の場合

同じ特別支援学校において異なる課程に転籍した生徒については、転籍した日以降の指導要録を作成すること。

#### 8 保存について

校長は、原本及び転入学の際送付を受けた写しを以下により責任を持って保存すること。

##### (1) 保存期間

ア 原本及び転入学後の際、送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。(学校教育法施行規則第28条第2項)

イ 中学校又は、特別支援学校中学部から送付を受けた抄本又は写しの保存期間は、生徒の当該学年に在学する期間とする。

ウ 退学の場合の保存期間は、アに準じる。

##### (2) 保存方法

保存に当たっては、次の二つに区分し、専用の収納庫に保存するなど格段の配慮が必要である。なお、鍵は校長の責任において保管すること。

ア 卒業・転学・退学後規定による期間に達しないものは、収納庫に納めること。

イ 在学中のものについては、指導上の活用の便を勘案して保管すること。

##### (3) 管理について

配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒については、転学した生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、平成21年7月13日付け21生参学第7号「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」に沿って、配偶者からの暴力の被害者と同居する生徒の転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

##### (4) その他

特別支援学校高等部の指導要録の指導に関する記録については、保存期間経過後は生徒の進路状況等を配慮しつつ、生徒のプライバシー保護や人権尊重の立場から適切な時期に廃棄などの措置をとること。

#### 9 外部に対する証明等について

(1) 進学・就職等に関して、生徒指導要録に基づく調査書等を発行する場合は、本人又は保護者からの要請があった場合に限ること。

ただし、法令によって規制を受ける場合、及び別に教育委員会が必要と認めた場合は、その指示に従うものとする。

(2) 調査書等を作成する場合は、生徒指導要録に記載されている事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点や教育的な配慮の観点から、その趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

(3) 調査書等の発行は、校長の決裁事項とする。

#### 10 その他

(1) 生徒指導要録の押印について

生徒指導要録は、校長の責任において点検し、押印すること。

(2) 指導要録は、一年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通知表等にそのまま転用することは必ずしも適切ではないこと。したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、生徒の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、生徒一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から、通知表等の記載内容や方法、様式等について工夫改善すること。